

お客さま 各位

栄ガス消費生活協同組合
TEL 0256-45-2049

ガス料金改定のお知らせ

日頃より、栄ガス消費生活協同組合の都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般の原料ガス増熱に伴うガス料金改定により、令和3年11月1日時点でガス小売供給約款及び選択約款によりご利用いただいておりますお客様につきましては、令和3年11月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

【対象契約種別】

ガス小売供給契約、業務用需給契約、小型空調パッケージ契約、家庭用温水暖房契約

【ガス料金改定について】

当組合の直近2カ年の事業内容につきましては、総代会議案書及び決算内容の周知文書（組合員へのみなさまへ）等のとおり、年間を通しての気温高及び異常な暖冬小雪による販売量の減少に加え、需要件数の減少、供給設備の維持管理において大きな投資を行なったこともあり、事業損益において事業損失金を計上する結果となりました。それらに鑑み令和2年4月1日付けで料金改定を行う予定でありましたが、卸元による原料ガスの増熱により購入価格が引き上げられることとなることから、直近で2回の料金改定を行うことを避けるため1年半ほど先送りにすることといたしました。また、この増熱については現在の発熱量を上回るものではありませんが、ガス消費機器においては引き続きご使用いただける範囲のものであります。この増熱により原料ガスが値上げとなりますことと、ガス事業者および消費生活協同組合としての良好な財務状況を維持するため、令和3年11月1日よりガス料金を小売供給約款で平均4.62%、選択約款で平均5.88%の値上げ改定を実施させていただきます。今後とも、都市ガスの安定供給・保安の確保にむけ、なお一層の努力を重ねてまいりますので、お客さま各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■ 標準家庭における改定額（税込）

1カ月のご使用量	新料金	現行料金	改定額
51m ³	7,464円	7,135円	329円

（注）・標準家庭のご使用量を、平成23年度から平成27年度までの1件当たりの5年間平均から平成28年度から令和2年度までの1件当たりの5年間平均に改定して算定しています。

- ・料金については、11月分調整単位料金で算定しています。

【 ご契約内容の概要について 】

■ 料金単価表

適用条件	適用区分		基本料金	基準単位料金	11 月分 調整単位料金
一般ガス供給契約を ご利用のお客さま	A	0～25 m ³ まで	1,001.00 円/月	117.15 円/m ³	129.34 円/m ³
	B	26～250 m ³ まで	1,128.60 円/月	112.05 円/m ³	124.24 円/m ³
	C	251 m ³ ～	1,513.60 円/月	110.51 円/m ³	122.70 円/m ³
業務用需給契約を ご利用のお客さま	月使用量が583m ³ 以上、 年間 7,000 m ³ 以上、緊 急時において需給調整 に応じられること		3,465.00 円/月	80.26 円/m ³	92.45 円/m ³
小型空調 パッケージ契約を ご利用のお客さま	1 種	冬期 (12 月～3 月)	2,750.00 円/月	95.85 円/m ³	—
		その他期 (4 月～11 月)		87.15 円/m ³	99.34 円/m ³
	2 種	冬期 (12 月～3 月)	1,210.00 円/月	97.10 円/m ³	—
		その他期 (4 月～11 月)		89.35 円/m ³	101.54 円/m ³
家庭用温水暖房契約を ご利用のお客さま	冬 期 (12 月～4 月)		1,430.00 円/月	93.02 円/m ³	—

- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきますことがあります。
- 各契約内容の詳細は、当組合ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。（ URL <http://www.sakae-gas.or.jp/> ）

■ 原料費調整制度について

- 原料費調整とは、都市ガスの原料である LNG や LPG の価格変動に応じて調整する仕組みです。令和 3 年 11 月から以下のとおり、基準平均原料価格および単位料金の換算係数を変更いたします。
 - ・基準平均原料価格を 40,560 円/トンに変更いたします。この基準平均原料価格は平成 28 年 10 月から 12 月の平均原料価格に基づき算定しています。
 - ・原料価格が 100 円変動したときのガス 1 m³あたりの換算係数を 0.074 円/m³から 0.077 円/m³に変更いたします。

■ 契約変更時の取扱いについて

当組合は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。

※ 引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当組合にご連絡をお願いいたします。

【窓口】 栄ガス消費生活協同組合 業務課
住所：三条市帯織 2677 番地 1
TEL：0256-45-2049
受付時間 9：00～17：00
（土・日・祝日を除く）